

移動等円滑化取組計画書

令和7年6月30日

住 所	兵庫県神戸市兵庫区新開地 1丁目3番24号
事業者名	神戸電鉄株式会社
代表者名 (役職名及び氏名)	代表取締役社長 井波 洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設および車両等の整備に関する事項

バリアフリー法に基づく駅の段差解消に関して、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の駅は、新開地駅を除く全46駅中14駅あり、そのうち13駅で整備を完了している。

2025年度は、有馬口駅において、有馬温泉駅への乗換駅ということから、乗換利用者への利便性向上のため、スロープによる構内の段差解消工事を2024年度から引き続き実施している。

なお、1日当たりの平均的な利用者数が10,000人以上の駅への内方線付点状ブロックの設置は、2018年度中に完了しており、今年度フラワータウン駅への設置を最後に3,000人以上の駅についてもすべて完了する予定である。

また、鉄道車両については、移動円滑化基準に適合した車両とするため、代替更新および老朽化車両の大規模改修工事施工時に合わせて適合させる。

(2) 役務の提供、旅客支援、情報提供、教育訓練等、広報・啓発に関する事項

乗降補助の連絡を受けた際に係員が対応できるようにするための研修を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
フラワータウン駅	2025年度 内方線付点状ブロックの設置
横山駅	2025年度 触知案内板の設置
北鈴蘭台駅	2026年度 触知案内板の設置
有馬口駅	2025年度 ホームから渡線道まで傾斜路により段差解消 視覚障害者用誘導ブロックの敷設
谷上駅	2025年度～2026年度 1・2番ホーム～改札階までエレベーターにより段差解消 2026年度 改札階点字ブロックのJIS化
箕谷駅	2026年度～2027年度 ホームから公共用通路まで傾斜路により段差解消
車両の更新	2025年度～ 旧形車両の新造車置き換えにより、順次車内案内装置の設置を進める。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員による設備を用いた役務の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降板等を使用して、車いす使用者の円滑な乗降に必要な役務の提供を行う。 ・聴覚障害者の求めに応じ筆記用具を使用する。
設備等を用いた情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターのかご昇降方向、扉の開閉等を音声により知らせる設備を設置済み。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
係員による声掛け、支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介助が必要な方への声掛けおよび乗降の補助や誘導を実施し、介助を断られた場合でも見守りを実施する。
無人駅等における係員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ フリーダイヤルを活用し、ご利用前に係員を派遣し乗降の支援を継続して実施する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各駅のバリアフリー設備の一覧を掲出。 ・ ハンドル形電動車いすをご利用のお客さまへの案内を掲出。
駅務遠隔システムによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅務遠隔システムのインターホンおよびカメラの近くに筆談用のボードを付設し、筆談と音声による案内(会話)を実施する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
外部講師および障害者団体との連携による教育訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年に兵庫県と「みんなの声掛け運動応援協定」を締結し、以後、障害者団体を講師に招き、白杖・車イスの介助等に関する教育訓練を定期的実施する。 ・ 地方自治体主催のバリアフリー研修に参加する。 ・ 指導監督者を中心に、交通エコロジー・モビリティ財団が主催する「交通サポートマネージャー研修」に参加する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各駅のバリアフリー設備の一覧を掲出。 ・ ハンドル形電動車いすをご利用のお客さまへの案内を掲出。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

特になし

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	特になし	

Ⅴ 計画書の公表方法

弊社ホームページに掲載
(https://www.shintetsu.co.jp/railway/barrier_free/index.html)

Ⅵ その他計画に関連する事項

特になし

- 注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。